

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

国道百四十号	路線名
深谷市永田字中居前千二百七十一番一地从先から 同市永田字中居前千二百三十六番地先まで	供用開始の区間
令和四年三月二十九日	供用開始の期日
令和四年三月二十九日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。 延長一・一六・〇二メートル	備考